

2016年11月17日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 435
発達障害学生の入学・学修・就労支援の深化
～「障害者差別解消法」と文科省「対応指針」／“法的義務”と“努力義務”～
ご参画・ご派遣のお願い

今年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、合理的配慮の提供が、国公立大学及び高専では法的義務となり各校策定の「対応要領」に沿った対応が、また私立大学及び高専では努力義務となり「対応指針」に沿って、受入れ姿勢・方針の明確化が求められることになりました。各大学におかれては、義務化という新たなステージへの対応において試行錯誤を繰り返しながらも、日々励まれていることと拝します。

文科省においては、現在、障害者差別解消法の施行を踏まえて、高等教育段階における障害学生の修学支援の在り方について検討する「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が本年4月から開催され、年明けにも検討会報告にあたる「第2次まとめ」が発表される予定です。

本セミナーでは、このような動きの中で、障害学生の中でも、特に近年、在籍学生の増加が著しいとされる発達障害学生の支援の現況や取組みについて、ご講演を賜ります。

日本学生支援機構の小越氏からは、機構が実施した平成27年の「大学、短期大学、高等専門学校における障害のある学生の修学支援実態調査」の結果について、発達障害学生の現況を中心にご報告いただきます。

そして、支援の実際として、3大学からご報告を賜ります。

明星大学の村山氏からは、大学における「合理的配慮」とは何かについて、また発達障害のある学生の大学適応における支援の事例、今後の課題と展望についてご講義賜ります。

富山大学の西村氏からは、高等学校から大学への接続～大学における修学支援～社会参入に向けた支援とトータルな支援の実際、また支援における企業・NPO等専門機関との連携について、ご講義を賜ります。

福井工業大学の荒井氏からは、連携と協働を通じた全学的支援の取組みについて、また、ニーズアセスメントから実際の支援に向けての取組み、さらにPDCAサイクルの実践、今後の課題についてご講義を賜ります。

ご多用の折とは存じますが、貴学のキーパーソン各位に、ぜひともこの機会にご参画・ご派遣を賜りますよう、お願い申し上げます。